

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 22 年 11 月 25 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 22 年 10 月 14 日から 11 月 4 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（9 件、3 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
1	本則 第 2 条 第 18 項 細則 第 14 条 の 2 第 1 項	本則第 2 条 18 項において仮条件の定義が、「社債券の発行価格の範囲をいう。」となっている。一方、細則第 14 条の 2 第 1 項では、発行価格の範囲を決定するとあるが、これは、本則第 2 条 18 項の仮条件の定義と一致する。 よって、細則第 14 条の 2 第 1 項の本文において、発行価格の範囲を別の言葉に置き換える必要があるのではないか。具体的には以下の記載としてはどうか。 第 14 条の 2 （省略） 1 発行価格等の調査範囲の決定 引受会員は、次に定める事項を総合的に勘案して、発行者と協議のうえ、発行価格等の調査範囲（<u>仮条件を定める場合には、仮条件を含む。</u>）を決定する。仮条件を決定するに当たっては、前条第 1 項第 1 号ハの規定を準用するものとする。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
2	規則 第 9 条 第 1 項 第 3 号	開示書類における公表について雛型を作成して頂きたい。	発表資料の記載事例につきましては、決定次第、別途会員通知においてお知らせいたします。
3	本則 第 9 条	引受会員が発行者及び独立引受幹事会員との間における引受審査の手続きに係	契約に当たっては、最低限、規則で定めている内容を網羅する必要があると

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
	第 2 項 第 1 号	る契約書について、雛型を作成して頂きたい。(株券の募集の際には、相応の準備期間があるので、会員間で調整を行っても問題ないが、社債の場合は、都度調整を行っている時間がないため。)	すが、そうした内容に止まらず、契約すべきと考えられる内容は案件毎に異なることが想定されますので、協会より雛形をご提示することは馴染まないものと考えます。
4	規則 第 9 条 第 2 項 第 1 号、 細則 第 3 条 第 1 項 及び 第 2 項	規則第 9 条第 2 項第 1 号に規定する引受審査の手続きに係る契約の締結時期と規則の施行日との適用関係について考え方を教えていただきたい。 細則第 3 条第 1 項並びに第 2 項に定める契約締結時期（上場申請の 1 ヶ月以上前又は発行決議日の 17 営業日以上前）が本年 12 月中となる案件の場合、規則施行前の 12 月中に契約締結する必要があるか。 【理由】 規則に基づき契約締結が必要であるが、契約締結日が規則施行前となる場合の取り扱いについて確認したいため。	改正金商業等府令の施行日前後の取扱いについては、金融庁が平成 22 年 9 月 8 日に公表している「『企業内容等の開示に関する内閣府令（案）』等に対するパブリック・コメントの結果等について」項番 44 において考え方が示されておりますが、その考え方と同様に、一般的には、施行日前に発行価格等の決定が行われて、元引受け契約が締結されているものについては、改正前の規定が適用されるものと考えられます。一方、改正後の規則の適用については、一般的に発行価格等の決定又は元引受け契約の締結が改正規則の施行日以後に行われるものについて、改正後の規定が適用されることになるものと考えます。 なお、改正後の規定が適用されるものの中には、発行決議日や発行登録効力発生予定日等の時期によっては、改正後の細則第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める引受審査の手続きに係る契約締結の期限が、改正規則の施行日である平成 23 年 1 月 1 日より前になるような事例もありえます。
5	規則 第 10 条 第 6 号	発行決議日前 5 年以上の引受業務従事及び有価証券の区分による 2 年以内の実績の要件については、組織再編等により、十分な経験を有すると考えられる引受業務を承継した会員であって、かつ、当該	個別事例毎の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、左記の事例については、貴見のとおりであると考えます。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
		承継業務の内容や実態を総合的に勘案した上で、問題がないと考えられる場合には、承継業務の実績を含めて当該要件を満たすかどうか判断されるという理解でよい。	
6	規則 第 11 条	細則案第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条第 2 号と同様に「やむを得ない場合」を追加するべきである。	ご指摘のとおり修正いたします。
7	細則 第 3 条 第 2 項、 第 4 条 第 1 項 及び 第 2 項 並びに 第 6 条 第 2 号	「やむを得ない場合」については、発行登録を利用する場合のみではなく、有価証券届出書を提出する場合についても適用されるという理解でよい。(上記修正要望 2.により引受規則案第 11 条が修正された場合には引受規則第 11 条も同様と理解)	ご理解のとおりで差し支えないと考えます。 なお、「やむを得ない場合」として看做される事例につきましては、別途 Q & A などでお示しする予定です。
8	細則 第 3 条 第 2 項	「(社債券の発行登録を行う場合にあっては、発行登録効力発生予定日の 14 営業日以上前(やむを得ない場合にあっては、条件決定予定日の 14 営業日以上前))までに行うものとする。」とあるが、社債券の発行登録を行う段階において、独立引受幹事会員が決定していない場合は、やむを得ない場合に該当し、条件決定予定日の 14 営業日以上前までに実施するという考え方でよい。	
9	細則 第 14 条 第 1 項 第 1 号	発行要領は、細則第 14 条の 2 第 1 項イと平仄を合わせるため、発行要項とすべきではない。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
	ハ(1)		

以 上